

## 『判比量論』断簡について

はじめに

宮崎健司

新羅の元曉述『判比量論』はすでに逸書となり、その全容を今は知ることはできないが、幸いに大谷大学図書館に断簡が蔵されている。本断簡は神田喜一郎氏旧蔵書で本文三紙と廻向偈・識語一紙があり、本文全体の八分の一に該当すると考えられている。ただし古筆切として手鑑に残るものもあり、それらをあわせればおよそ本文の五分の一となる。またその識語によつて『判比量論』が咸亨二年（六七二）の元曉五十五才の著作であることがわかる。本断簡は奈良朝写經の遺品と推定され、草書体で書かれていること、「内家私印」が押印されることなど、たいへん興味深いものといえる。

本断簡について、影印された際に付された富貴原章信氏「判比量論の研究」（一九六七年）や高橋正隆氏「本朝目録史考」（『大谷大学研究年報』三八、一九八五年）・長崎法潤氏「元曉大師と因明について」（『元曉研究論叢』、一九八七年）などの諸研究が公にされ、かなりの部分が明らかにされている。

ところで『判比量論』のわが国への伝来は、当該期の頻繁な新羅との外交状況を考慮すると、新羅より伝わったものであると推定される。そこで注目されるのが所蔵者の一人である審祥である。彼は大安寺に住した僧侶で、新羅への留学経験があり、天平十二年に良弁の請願によって金鐘道場（のちの東大寺）華嚴講の初代講師となつた人物であった。おそらく彼の蔵書は新羅留学中に手に入れたものと思われ、それは少なくとも天平十二年以前のことであった。また『三国仏法伝通縁起』には天平八年に審祥が『華嚴經』の講説を行なつたことを伝え、それを信じれば、審祥蔵『判比量論』は天平八年以前の伝来となる。そこで初見史料との

関係が問題になるが、初見史料が大安寺藏本であること、その年記の時期には審祥が大安寺に住していたことから、大安寺藏本と審祥藏本が同系のもの、あるいは同一のものであった可能性もあるであろう。当時「判比量論」の書写などに際して僧侶や寺院の藏本が手本の対象になつたと考えられるが、いかえればその所蔵者はごく限られたものといえるであろう。そう考えると伝来者と目される人物の候補者として審祥をあげることができるであろう。

## 二

大谷大学図書館藏「判比量論」断簡に押印される「内家私印」の状況は、廻向偈末に天界を上端として正方で一顆（A1）、識語末に天界よりやや上を上端として正方で一顆（A2）、その下、天地中間部に四十五度左傾させて一顆（A3）、さらに地界を下端としたと推定させる位置に正方で一顆（A4）が押印され、本文では現存第二紙と第三紙の継目裏の天界やや上を上端として四十五度左傾させて一顆（B）押印され、都合五顆の印影が認められる。Aの四顆は、本紙切斷により、印影の左右いずれかの端が欠け、A4は上端部のみが残っている。印影の濃さからA1→A2→A3→A4の順に押印されたように感じられ、Bは五顆の印影中もつとも濃いものと観察できる。印影は不鮮明ながらおおむね同一印によって押印されたものとみてよいと思われる。その法量をみるとほぼ方一寸四分（約四・二センチ）である。

現在「内家私印」押印例は十例以上を数えるが、甲印・乙印の二種類が確認されており、甲印の方が古く、乙印は甲印を踏襲しながら修正したものと解されている。法量はいずれも方一寸三分

（約四センチ）である。これらの知見と本断簡の印影を比較した時、印影としては乙印に類似するものと思われるが、その大きさが一回り大きく、「内家私印」の印影としては第三の印影、いうならば丙印とも呼ぶべきものであるといえる。

「内家私印」の性格について、光明子の私印と伝えられており、その点から本断簡も年記を持たないながら光明子死去の天平宝字四年（七六〇）六月四日以前書写にかかると推定されている。しかし光明子私印説は栗原信充（柳庵）の『玉石雑誌』で説かれたのが早い例で、おそらく江戸時代後半に発生し一般化したのは昭和初期頃とされている。さらには押印事例中、『法隆寺記備忘集』には天平宝字六年の光覺知識経に押印されていたことを伝え、この事例の場合、少なくとも光明子死後に押印されたということになるので、概に「内家私印」を光明子私印と断定することはできない。「内家」という文言に注目し、内廷近侍の重臣と解される「内臣」というものが、特に藤原氏がその地位を主張する際に意識され使用されたものであることから、「内家」も「内臣」も内廷近侍の重臣の家という意味であるとの見解もあるので、「内家私印」を光明子私印と断定せず、彼女も含んだ内家・藤原氏の私印と解してもよいように思われる。ただ本断簡が奈良時代より下がることはないであろう。

## 三

本断簡は草書体であるが、その点について奈良朝写経が一般的に楷書体であるのに對して録外の仏典は草書体で筆写することが認められていたのではないのかとの指摘がある。さらにその筆法に言及すれば、注目されるものに「為」の字がある。これに類似

するものに天平宝字二年（七五八）九月四日付「大津大浦書状」

のではないだろうか。

があるが、本書状について「為」「物」などの円筆は伝聖德太子

撰『法華義疏』に似ており、「進」の「」は推古三十一年（六

一三）の「法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘」などと同じもので、古風な筆法であるとの見解がある。一方、『法華義疏』の筆法を楷書に用いたのが「法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘」であるとし、両者の書風は、隋の影響下に生まれたもので、中国から朝鮮半島を経由してわが国に伝えられたものであろうとも推定されている。つまり『法華義疏』や「法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘」の書風に類似する「大津大浦書状」の書風も同じような性格を有すると思われるが、その点に関して大津大浦という人物について興味深い事実がある。彼の卒伝によれば、大浦は代々陰陽道に携わる一族の一員で、藤原仲麻呂の篤い信任を受けた人物であった。そしてその父あるいは祖父と目される人物に大津首がおり、彼はもと慶雲三年（七〇六）に帰朝した新羅への学問僧であったが、和銅七年（七一〇）に「占術」を用いるため勅命還俗させられ、当該期

の陰陽寮の中枢で活躍した人物であった。つまり大浦の文化的素養の中には新羅仏教あるいは新羅文化の影響が色濃く存したものと思われる。そうしてみれば、上述のような傾向を見せた大津大浦の書風も充分納得のいくものといえる。

そこで「大津大浦書状」と「判比量論」の筆法に類似性を認めなるならば、「判比量論」の書風も「大津大浦書状」と同様な状況であるといえよう。しかも上述の「判比量論」のわが国への伝来の様子から、一歩踏み込んで憶測するならば、本断簡を奈良時代写本と断定しなくとも、大陸、とりわけ朝鮮半島からの伝来品である可能性、つまり新羅で書写されたものと考えることもできる

おわりに

（本学専任講師 国史学）